

津幡町告示第20号

津幡町企業誘致推進員設置要綱及び津幡町訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町企業誘致推進員設置要綱及び津幡町訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

(津幡町企業誘致推進員設置要綱の一部改正)

第1条 津幡町企業誘致推進員設置要綱(平成25年津幡町告示第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「津幡町職員の旅費に関する条例(昭和35年津幡町条例第9号)の適用を受ける6級の職務にある者」を「津幡町職員等の旅費に関する条例(令和8年津幡町条例第2号)の適用を受ける町長等以外の者」に改める。

(津幡町訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 津幡町訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱(令和2年津幡町告示第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「津幡町職員の旅費に関する規程(平成12年津幡町訓令第5号)第2条に規定する金額に実走行距離(1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた距離)を乗じた金額」を「実走行距離(1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた距離)に28円を乗じた額」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。